

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成19年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海上における治安の確保について

<p>具体的な目標の内容</p> <p>改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、</p> <p>①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備を行うこと。</p> <p>②速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及びテロ対処部隊の展開能力を強化するため、輸送能力に優れた航空機の整備を行うこと。</p> <p>③国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を図ること。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>①平成19年度は、管区海上保安本部に組織犯罪捜査官、組織犯罪情報分析官（第八管</p>

区海上保安本部のみ) を配置した。

②平成19年度は、速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船2隻及び巡視艇11隻並びに夜間監視機能を備えた航空機4機及び輸送能力に優れた航空機2機を整備した。

③平成19年度は、国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理(担当)官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。また、平成19年7月には、門司海上保安部長が港湾危機管理官に新たに任命された。

④平成19年度は、東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ及び海賊に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ及び海賊の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティ及び海賊対策の向上を図った。

⑤薬物対策関係取締機関情報交換会を開催するなどして、関係機関との意見・情報交換を行い、連携を強化した。

⑥国際組織犯罪対策基地職員を薬物の仕出地または中継地となっている国や地域へ派遣するなどし、これらの国の関係機関と情報交換や連携・協力体制を強化した。

⑦平成19年は、関係機関との連携強化等により、薬物・銃器事犯31件(国際刑事課が発足した平成13年以来最多)を摘発したほか、薬物・銃器以外の密輸入事件として、ロシアルートの熊の胆密輸入事件、台湾向けうなぎ稚魚不正輸出事件等を摘発した。

⑧密航事件については、平成16年以降初めて、1件で10名以上の韓国人集団密航事件を摘発したほか、日本国内の受け入れブローカーも摘発した。

各管区国際刑事課、各保安部署等に配置された国際取締官及び国際組織犯罪対策基地を活用し、情報収集・分析体制及び機動的かつ広域的な捜査体制強化を図るとともに、国内外関係取締機関とも連携して薬物・銃器等が流出するおそれの高い国や密航者が乗船する可能性の高い国等から来航する船舶に対して重点的な立入検査を実施するなど取締りを強化している。

また、平成19年2月に国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正し、外国から日本に入港する全ての船舶に対し、乗員・乗客名簿の事前提出を義務化し、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく措置を的確に実施した。

以上の施策により、改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化が図られた。特に、密輸事犯や密航事犯については、上記のとおり、例年を上回る摘発実績となっている。これは、①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備、②補足性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及び輸送能力に優れた航空機の整備、③国内外の関係機関との間において情報交換、合同訓練等を実施による連携を強化したことが効果的であったと考えられる。

したがって、目標は達成されたものと認められる。

近年、密輸・密航等の態様が小口化、巧妙化しており、摘発が困難な状況にあるが、上記の施策を継続して実施し、密輸・密航事犯の摘発実績の向上を図っていくことが期待される。

また、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく措置を的確に実施するとともに、国内外の関係機関等との間の情報交換、合同訓練等を通じた連携強化の推進を図ることにより、テロ対策に万全を期すことが期待される。

## 2. 海難の救助について

### 具体的な目標の内容

海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、「118番」受報体制の高度化等を図ることにより、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。

### 評 価

#### 【評定】

目標達成に向けて概ね順調に推移している。

#### 【所見】

平成19年の海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合は75%であった。

発生から2時間以内の関知率を80%以上に上昇させるための取組は以下のとおり

- ①「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、広報媒体を活用した周知・啓発を実施
- ②漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動の実施
- ③関係団体における自主的啓発活動を推進（漁協、マリーナ、釣具店等）
- ④ボランティア団体との連携
- ⑤GMDSS機器の適正使用の指導・啓発の実施

以上の施策により、2時間以内に海上保安庁が海難等の情報を入手する割合（2時間以内関知率）は、前年の72%より3ポイント増加し75%となり、平成22年度までの目標の80%に向けて順調に上昇した。これは、各種キャンペーン活動等を実施したことにより緊急通報用番号「118番」の周知・定着が図られたことが効果的であったと考えられる。したがって、目標達成に向けて概ね順調に推移していると評価される。

この目標を達成すれば、救助までに要する時間が短縮される事案が増加し、救助率の向上につながるものと期待されることから、引き続き、自己救命策確保の推進を図って

いくことが期待される。

#### 具体的な目標の内容

巡視艇の複数クルー制の導入、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。

#### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

C L型巡視艇1隻のみしか配属されていない34部署の巡視艇に複数クルー制を導入するとともに、関西空港海上保安航空基地、鹿児島航空基地に機動救難士各4名を配置した。

沿岸における迅速かつ的確な人命救助体制充実・強化のための取組は以下のとおり

- ①「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制の導入
- ②沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制（機動救難体制）の強化
- ③海上保安業務システムの整備、「118番」受報体制の高度化

以上の施策により、沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化が促進された。これは、巡視艇の複数クルー制の導入により巡視艇の稼動時間を増やしたこと、吊り上げ救助、潜水作業及び救急救命措置等の極めて高度の救助能力を有する機動救難士の増員による機動救難体制の強化が効果的であったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

今後も機動救難体制の拡充・強化とともに、必要部署に複数クルー制を拡充し、救難即応体制の充実・強化を図っていくことが期待される。

### 3. 海上交通の安全確保について

#### 具体的な目標内容

海難防止講習会の実施や海上交通センター等で行うAISを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。

#### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

平成19年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数は、ゼロであった。

平成19年度における取組みは以下のとおり

- ①海難防止講習会等の安全教育を実施
- ②海上交通センター等において、入航時刻の調整や衝突・乗揚海難防止のための注意喚起を行うなどの確な航行管制及び情報提供を実施
- ③来島海峡及び関門海峡海上交通センターにおいてA I Sを活用した次世代型航行支援システムのサービスエリアを拡大
- ④東京湾海上交通センターほか6箇所の海上交通センター及び千葉海上保安部ほか3箇所の海上保安部署において、A I Sを活用した次世代型航行支援システムにより船舶の動静を前広かつリアルタイムに把握し、より効率的な航行管制を行うとともに、効果的な各種安全情報の提供を行い、システムの的確な運用を実施
- ⑤大阪及び神戸海上保安（監）部にA I Sを活用した次世代型航行支援システムを整備
- ⑥巡視船艇による航法指導等を実施

以上の施策により、平成19年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数はゼロであった。これは、A I Sを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により船舶相互の衝突防止等を図ったことが効果的であったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

平成19年の海上における海難船舶隻数は2,579隻であり、そのうち約4割がふくそう海域で発生している。また、ふくそう海域における海難のうち、衝突海難及び乗揚海難が半数以上を占めている。

多数の船舶がひしめきあっているふくそう海域において多発している衝突海難及び乗揚海難は、大小様々な被害を及ぼしており、特に大型船の海難では航路閉塞のほか大量の油流出など甚大な被害を及ぼす可能性が高く、また、小型船の海難であっても場合によっては多くの旅客に犠牲が生じたり、可航水域の限られた狭水道では大型船の海難を惹起する可能性もあることから、ふくそう海域では大規模海難の発生する蓋然性が依然高い状況にある。

このため、海難防止講習会の実施や海上交通センター等におけるA I Sを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等を中心とした諸施策を引き続き実施することにより、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の未然防止を図っていくことが期待される。

#### 4. 海象の観測等について

##### 具体的な目標の内容

- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海底火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。
- ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ

等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、  
①精密海底地形調査を南鳥島周辺及び日本海溝周辺の2海域で実施。  
②地殻構造探査を大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。

#### 評 価

##### 【評定】

目標は達成されたものと認められる。

##### 【所見】

・平成19年度は、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域2箇所  
に分布する断層並びに海底火山1箇所の調査を行った。

・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ  
等科学的基礎資料を整備するため、

①平成19年度は、精密海底地形調査を南鳥島周辺及び日本海溝周辺の2海域で実施。

②平成19年度は、地殻構造探査を大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。

内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した  
「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、平成16年度から関係省庁連携の下、政府  
全体で大陸棚調査をすすめている。

以上の施策により、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域2  
箇所に分布する断層並びに海底火山1箇所について情報の空白区域が減少した。また、  
我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等  
科学的基礎資料が整備された。これは、海上保安庁の測量船を用いた断層及び海底火山  
の調査並びに精密海底地形調査及び地殻構造探査が予定通り進捗したことが効果的であ  
ったと考えられる。したがって、目標は達成されたものと認められる。

地震や火山噴火の発生する可能性が特に高い断層及び海底火山についての情報空白域  
を減少させるため、引き続き調査を実施することが期待される。